

○市川会長 それでは、時間がまいりましたので、ただいまから「地方制度調査会第3回総会」を開会させていただきます。

委員の皆様には、御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年7月5日に第1回総会が開催され、安倍内閣総理大臣より「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める」との諮問をいただきました。

その後、12月18日に開催された第2回総会において、当面「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題」とその対応について審議を進めることとされました。

これまで専門小委員会においてヒアリングや有識者委員による調査審議を行ってまいりましたが、本日は「中間報告（案）について」を議題とし、総会において決定させていただきたいと考えております。

それでは、まず始めに、本日は、公務御多忙の中、石田総務大臣に御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。

石田大臣、よろしく願いいたします。

○石田総務大臣 御紹介いただきました、総務大臣の石田でございます。

市川会長、大山副会長、山本委員長を始め、委員各位におかれましては、公私にわたり御多忙中にも関わらず御出席をいただき、心から御礼申し上げます。

本調査会に対しましては、安倍総理より、先ほど会長から御紹介いただきましたような諮問がなされております。これまで20回にわたり専門小委員会の委員の皆様を中心に活発に御議論いただいていることに深く敬意を表する次第であります。

2040年頃の日本の地域の姿や行政の状況を想定するのは非常に難しいことですが、今回示された中間報告（案）では、例えば2040年頃には地方のみならず、東京圏においても人口減少と高齢化が進行し、高齢者人口の増加、生産年齢人口及び年少人口の減少という人口構造の変化がサービスの需要と供給の両面に大きく影響を与え、サービスの持続可能性に影響を与えると想定されています。

また、高度経済成長期に整備したインフラが老朽化し、その維持管理、更新費は、2040年代に最大で現在の約1.4倍になるとともに、空き地や空き家の増加が進行することで都市が低密度化、スポンジ化することが想定されています。その一方で、Society5.0の到来により、地域課題の解決に新たな技術が活用できる可能性があると考えられています。

いよいよ政府でもSociety5.0の実現を政策の中心的な考え方として位置づけ、本格的に取り組むようになってまいりました。先月閣議決定をした骨太の方針2019では、サブタイトルが『令和』新時代『Society5.0』への挑戦」とされました。これからは政府を挙げて革新的な先端技術を活用し、福祉、産業、防災、行政管理を始め、様々な分野で課題を克服し、改革を進めていくこととなります。

今後5年から10年で仕事も生活も大きく変わることが想定されています。自動運転車が走り、多言語音声翻訳機で言葉の壁をほとんど越えられる時代となるでしょう。ましてや2040年頃にはさらに大きく変わることが想定されています。このような大きな時代の変化を多角的に踏まえる中で、これまでの延長線上の発想ではなく、長期的な視点から検討し、今からどのような手だてを講じていく必要があるかを真剣に議論することは極めて重要だと考えています。

今回の中間報告(案)は、2040年頃にかけて地域において対応が求められる変化や課題、また、これらの変化や課題に対応するために、国及び地方公共団体に求められる視点や方策について、広汎な分野にわたって調査審議した内容を整理して取りまとめたものであり、大変意義深いものと考えています。委員の皆様におかれましては、この中間報告(案)で示された2040年頃に顕在化することが想定される諸課題に対応するために、具体的な地方行政体制のあり方としてどのようなことが求められるかについて、今後、幅広い見地からさらに調査審議を進めていただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございました。

それでは、議事に先立ち御報告いたします。昨年12月18日に開催した第2回総会以降、3名の委員の御異動がございましたので、新たに就任された委員を御紹介いたします。

まず、全国都道府県議会議長会会長で、京都府議会議長の田中英夫委員でございます。

次に、全国市議会議長会会長で、大分市議会議長の野尻哲雄委員でございます。

最後に、全国町村議会議長会会長で、佐賀県有田町議会議長の松尾文則委員でございます。

ありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、総会が始まります前に運営委員会が行われましたので、まず、その結果につきまして、大山運営委員長から報告をお願いいたします。

○大山副会長 大山でございます。

本日の運営委員会においては、本日の総会の運営等について御相談をいたしました。

その結果、本日の総会におきましては、「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告(案)」について御審議いただくことと決定いたしました。御報告いたします。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、専門小委員会における審議状況について、山本委員長から御説明いただきたいと存じます。

○山本委員長 御報告をいたします。

今次の地方制度調査会第1回総会では、先ほどの市川会長の御挨拶のとおり、安倍総理

大臣から諮問をいただき、あわせて、国会議員選出の委員、地方六団体選出の委員の皆様より、諮問事項に関して御提言や御見解をいただいたところです。

その後、昨年12月18日の第2回総会におきまして、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題として、どういったものが考えられるか、また、これにどのように対応することが求められるか」ということを当面の調査審議事項に定め、関係府省、地方公共団体及び有識者からの意見聴取を含め20回にわたり調査審議を進めてまいりました。さらに、各地方公共団体の課題認識や対応状況に関する現地調査を精力的に行いまして、本年7月2日の第20回専門小委員会におきまして、専門小委員会といたしまして、今、お手元にございます「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告（案）」を取りまとめ、本日、同中間報告（案）を総会にお諮りすることとなった次第でございます。

なお、お手元にはさらに参考資料集として、「第1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題」に関する資料を参考資料1-1、「第2 2040年頃にかけて求められる方策に関する現地調査等の事例」に関する資料を参考資料1-2、それから「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告（案）の概要」を参考資料2としてお配りしておりますので、あわせて御参照いただければと存じます。

それでは、専門小委員会で取りまとめました中間報告（案）につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○2040戦略室長 事務局でございます。

資料1をご覧ください。

「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告（案）」

「まえがき」

我が国は既に人口減少局面を迎えている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口減少はさらに加速し、その中で高齢化はますます進行する。団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年頃、高齢者人口はピークを迎えることが見込まれている。

既に多くの市町村では、人口減少と高齢化は深刻化しているが、今後は県庁所在市や指定都市、三大都市圏を含め、全国的に進行する段階へと移行する。

このような人口構造の変化は、サービスの需要と供給の両面に大きな変化をもたらし、時の経過とともに、様々な内政上の課題を顕在化させていくことが見込まれる。既に、様々な分野において担い手不足が全国的に生じているが、今後の人材面等での資源制約は、サービス供給の持続可能性に影響を及ぼしかねない。また、近年頻発し、今後も発生することが見込まれる大規模災害がもたらすリスクは、地域社会の持続可能性への脅威となる。ただし、こうした変化・課題の現れ方は、その要因となる人口構造の変化の度合いやインフラの状況、活用可能な経営資源の違い等により、地域ごとに大きく異なる。

他方で、Society 5.0の到来をはじめとする技術の進展、ライフコースや価値観の変化・

多様化は、こうした変化・課題の現れ方を変える可能性がある。また、変化・課題への対応を迫られることにより、社会システムを、変化に適応したものへとデザインし直す好機となる。

このように、地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中であっても、地方公共団体には、豊かで多様な価値観を背景とする住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことが求められる。

そのためには、限られた資源を巡る過度な競争により、分断を生じさせるのではなく、新たな技術を基盤として、資源を融通し合い、一人一人が複数の役割を果たすこと等により、地域や組織の枠を越えて多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築し、持続可能で個性的な地域社会を形成していくことが求められる。

当調査会では、平成30年7月5日に内閣総理大臣からの諮問を受け、平成30年12月18日の第2回総会において、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し、どのような課題に地方公共団体が直面することになると考えられるか、また、どのように対応することが求められるか」を当面の調査審議事項に定め、調査審議を重ねてきた。その間、3回の総会と20回の専門小委員会を開催した。

検討に当たっては、関係府省、地方公共団体及び有識者からの意見聴取に加え、各地方公共団体の課題認識や対応状況に関する現地調査を精力的に行い、地方行政に関連する広範な分野にわたって調査審議を進めてきた。調査審議を通じて見出すことができた、2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策について、分野横断的に一定の整理を行ったので、ここに中間的な報告を行うものである。

「第1 2040年頃にかけて顕在化する変化・課題」

「1 地域において対応が求められる変化・課題」

人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて、様々な変化・課題が生じることが見込まれる。こうした変化・課題を（1）人口構造、（2）インフラ・空間、（3）技術・社会等に分けて整理すると、次のようになる。

「（1）人口構造の変化と課題」

「① 人口構造等の変化の見込み」では、死亡数増と出生数減による人口減少の加速化、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加による年齢構成の変化、総世帯数が減少に転じる中での単身世帯、ひとり親世帯の増加、指定都市・県庁所在市、東京圏においても人口減少と高齢化が進む中での東京都特別区や大都市への人口集中、我が国の在留外国人の増加、世界の人口増加の中で海外市場への参入やインバウンド需要の取り込みを推進する機会が訪れること、について記載しています。

「② 人口の減少に伴う変化・課題」では、多くの分野で需要の減少要因となり、民間事業者の経営環境が厳しくなる一方、新たな事業の創出を促す可能性もあること、インフラの利用者の減少により、一人当たりの維持管理費が増加するおそれがあること、について記載しています。

「③ 年少人口の減少に伴う変化・課題」では、小中学校の小規模化に伴い、児童生徒の教育環境や地域社会に影響を与え得ること、高等学校や大学のない地域が増加するおそれと人口移動に与える影響、一方で、保育サービスの需要は減少しない可能性があること、について記載しています。

「④ 生産年齢人口の減少に伴う変化・課題」では、人手不足が全国的に深刻化し、生活を支えるサービスの供給や地域の経済活動の制約要因となるおそれがあること、中小企業の経営者や基幹的農業従事者の高齢化が進み、インフラ・国土保全に必要な人材の確保が課題となること、について記載しています。

「⑤ 高齢者人口の増加に伴う変化・課題」では、介護需要が高まる85歳以上の高齢者の増加や慢性疾患・認知症の人の増加など疾病構造の変化への対応が必要となること、医療・福祉分野の労働者が5人に1人を占めるようになり、他の分野の人材確保に影響を与えるおそれがあること、単身高齢者世帯の増加により、地域コミュニティの形成の必要性が高まること、就職氷河期世代の高齢化を見据えたきめ細やかな対応が求められること、について記載しています。

「(2) インフラ・空間に関する変化と課題」では、インフラの老朽化が進み、長寿命化や更新時期・費用の平準化、集約・複合化等を進めなければ、将来世代の負担の増加が懸念されること、空き地・空き家の増加など、都市の低密度化・スポンジ化が一層課題となり、生活を支えるサービスの質の低下を招くおそれがあること、について記載しています。

「(3) 技術・社会等の変化と課題」

「① 技術の進展」では、新たな技術が人材不足や距離、年齢等の制約により従来は対応困難であった課題を解決する可能性があり、地域課題の解決にどう取り込んでいくかが重要となること、技術を活用できる人材の育成が必要となること、AI等の普及により、従来型の仕事が減少する可能性と、新たな雇用が生まれる可能性があること、利用者が少ない地方では、5Gなどの基盤整備が課題となること、について記載しています。

「② ライフコースや価値観の変化・多様化」では、組織や場所にとらわれない多様な柔軟な働き方、生き方を選択できる社会となり、女性・高齢者・次世代などの人々のライフコースはより多様化・複線化していくことが想定されること、三大都市圏等からの移住者が増えた過疎地域が増加するなど、「田園回帰」と呼ばれる潮流が見られること、国籍等に関わらず、暮らしやすい地域社会づくりが課題となること、について記載しています。

「③ 災害リスクの高まり」では、東京一極集中は、大規模災害時の大きなリスクとなっていること、災害時の避難行動要支援者の増加や救急出動件数の増加が見込まれる一方、担い手の確保が課題となること、大規模災害時に中長期で派遣される応援職員の不足が懸念されること、について記載しています。

「(4) 変化・課題の関係性」では、(1) から (3) のまとめとして、2040年頃にかけての人口構造の変化は、サービスの需要と供給の両面に大きく影響を与え、支えを必要とする人が増加する一方で、支える人が減少するギャップにより、多様な分野において課題

が顕在化していくこと、インフラ・空間についても、インフラの更新需要が高まる一方、利用者や管理する人材が減少するギャップにより、課題が顕在化していくこと、東京一極集中の継続は、人材の偏在に拍車をかけ、課題の深刻さを増幅させるとともに、大規模災害時の大きなリスクとなり、地域社会の持続可能性への脅威となること、他方、ライフコースや価値観の変化・多様化の流れが広がることで、課題の現れ方が緩やかなものとなる可能性があること、Society5.0の到来は、社会システムに変革を起こす可能性があり、新たな技術を地域社会へ実装していくことができれば、人材不足や距離等の制約を乗り越え、課題の現れ方を変えていく可能性があること、について記載しています。

「2 地域ごとに異なる変化・課題の現れ方」

「(1) 地域ごとに異なる変化・課題の現れ方の例」では、1に掲げた変化・課題の現れ方は、その要因の変化の度合いや活用可能な経営資源の違い等により、地域ごとに大きく異なること、例えば、人口構造の変化の現れ方についても、国全体の変化と異なり、生産年齢人口が増加する市町村もあれば、高齢者人口が減少する市町村もあり、同一市町村内にも都市的地域と農山漁村的地域が存在し、変化が一樣でない場合があること、加えて、変化・課題の要因は人口構造の変化にとどまらず、インフラの状況、技術の進展、ライフコースや価値観の変化・多様化等様々であり、さらに、地理的条件や人材の蓄積の状況等により、その現れ方は地域によって異なること、について記載しています。

その上で、その一例として、15歳から74歳までの人口と、生活上の支えのニーズが高まる75歳以上人口の変化の幅に着目し、いずれかが一定以上変化する市町村を、「①15～74歳人口増加、75歳以上人口急増」など、脚注の①から⑤の5つに分け、その動きに応じて生じることが考えられる変化・課題の現れ方を概観しております。

「(2) 資源制約の下での地域ごとの長期的な見通しの必要性」では、2040年頃にかけて地域によって異なって現れる変化・課題に対応するため、それぞれの地方公共団体において、資源制約の下で何が可能なのか、どのような未来を実現したいのか、ビジョンの共有が重要であること、その未来像を実現するため、未来像から逆算し、必要な経営資源を確保し、方策の優先順位をつけ、長期的な視点で必要な対応を選択していくことが重要であること、このような議論の材料となる重要な将来推計のデータを、いわば「地域の未来予測」として整理することが考えられること、その際、生活圈や経済圏を同一にする市町村が共同して広域でデータを整理することや、市町村の区域を複数に分けて狭域でのデータを整理することも有用と考えられること、「地域の未来予測」では、各地域において現れる資源制約を明らかにし、各地域の特性に合わせて必要なデータを整理することが重要であること、国が統一的に把握しているデータ等について情報提供を行うなど、実情に応じた作成支援を行うこと、について記載しています。

「第2 2040年頃にかけて求められる視点・方策」

「1 2040年頃にかけて求められる視点」

「(1) 変化・課題への対応の必要性と可能性」では、人口構造や従来技術等を前提と

して形成されてきた社会システムのままでは、新たな変化や課題に対応できなくなるおそれがあること、他方、このことは社会システムを変化に適応したものへとデザインし直す好機となること、新たな技術を基盤として、個人や組織、地域がつながり、資源制約や距離等の壁を越え、多様な力や価値を生み出すことができる可能性があること、地域の持続可能性を高めるために、人口構造の変化の現れ方を緩和させるための対応とともに、変化を受けとめ、適応するための対応を同時に検討していく必要があること、各地方公共団体において、2040年頃の姿についての共通理解を醸成しながら、長期的な視点から対策を講じていくことが求められること、について記載しています。

「(2) ひとに着目した視点」では、人口構造の変化は、多様な住民がその属性等に関わらず、より自分らしく活動することができる社会システムへとデザインし直す好機となること、時代の変化に柔軟に対応できる人材の確保、Society5.0を前提とした働き方を実現し、希望に応じ、学び直し、副業・兼業等、活動の幅を広げられるようにすること、場所にとらわれない働き方を進め、東京にも地方にも快適に暮らせる環境を実現すること、地域の枠を越えて人材をシェアすることにより、どの地域に住む人も安心して生活し続けることができる環境を整備すること、行政や民間といった組織の枠も越え、柔軟な働き方や一人複役により、住民同士で助け合える地域社会の実現や多様な主体による地域課題の解決を進めること、について記載しています。

「(3) インフラ・空間に関する視点」では、長期的なニーズに即して必要となる都市機能、生活機能の確保を図り、地域の持続可能性を高めていくこと、人口構造の変化に即し、誰もが必要な機能にアクセスでき、人や地域のつながりと賑わいを生む生活空間にデザインし直す好機となること、インフラの更新時に適正規模にしていく一方で、利用価値を高めながら次世代に継承していくこと、技術やデータを活用し、地域全体の利便性や安全性を高める「スマートシティ」を実現すること、公共建築物を利用者数や利用者の地理的範囲の将来見通し等に応じ、市町村の区域にこだわらず再配置し、交通ネットワークで結び活用すること、公共私を越えて経営資源やノウハウを融通し合い、持続可能性を高めながら、より質の高い生活空間を形成していくこと、農山漁村の多面的機能を将来にわたって発揮し続けられるようにすること、について記載しています。

「(4) 技術を活かした対応を行うための視点」では、新たな技術を社会に実装できれば、生活を豊かにし、産業の生産性を高め、変化・課題の現れ方を変えていく可能性があること、国及び地方公共団体は、民間と連携してSociety5.0への円滑な移行を妨げる壁を取り払うための施策を推進する必要があること、技術革新の恩恵をあまねく享受するためには、ひとやネットワーク基盤等のインフラへの投資が前提となること、について記載しています。

「(5) ネットワーク型社会において住民の暮らしを持続可能な形で支える地方公共団体の役割」では、地域の課題に総合的に対応し、住民に直接相対する地方公共団体の役割はますます重要となること、変化し続ける多様な課題に対し、地方公共団体が迅速かつ的確

に対応していくためには、新たな技術を基盤として多様な主体が連携し合うネットワーク型社会を構築することが重要となること、地方公共団体には多様な課題に対してどのように資源を調達し、重点的に配分していくのか、どのような成果を目指して対策を講じていくのか、自ら考え、決定することが求められること、厳しい資源制約の下でも持続可能な形で地域の住民の暮らしを支える力を高めていくため、地域や組織の枠を越えて連携し、役割分担を柔軟に見直す視点が重要となること、自らの経営資源を積極的に投入し対応していく分野、外部の経営資源を活用しながら対応していく分野など、地域の実情に応じた多様な選択を行うことが求められること、国及び地方公共団体には、ネットワーク型社会の利点を最大限発揮できる共通基盤を構築しつつ、地域の実情に応じて対応していくために必要な制度や仕組みを創り出していく視点が求められること、その際、創意工夫を発揮しやすく、多様な主体との連携・協力を行いやすいものとするとともに、細分化された専門領域や制度間の壁を取り払っていくことが求められること、について記載しています。

「2 2040年頃にかけて求められる方策」

1の視点を踏まえて、国及び地方公共団体においては、地方行政に関連する方策として、「(1) ひとに着目した方策」、「(2) インフラ・空間に関する方策」、「(3) 技術を活かした対応を行うための方策」を、2040年頃にかけて講じていくことが考えられる。地方公共団体は、「地域の未来予測」を踏まえ、それぞれの実情に応じて、必要な対応を選択していくことが求められる。

「(1) ひとに着目した方策」

「① 地域社会を支える人材の育成」では、「ア 次世代の育成」として、先端技術を活用した個人に最適化された学びの実現や、未知の状況に対応できる思考力、表現力、情報活用能力等を獲得できる教育、地域活動を次世代に継承していくための地域課題に向き合う教育を通じた地域経済・地域文化の担い手の育成、外国人材の受入れに伴う日本語指導が必要な子供への支援、「イ 産業・地域の担い手育成」として、地域の産業界や教育機関と協力した地域人材の育成、多様な就労・起業ニーズに応えるリカレント教育の推進、地域のリーダーやNPO、ボランティア等を育成するための多様な交流・学習機会の提供、「ウ 公務の担い手育成」として、地域や組織の枠を越えて行政のあり方を見直す職員の構想力や地域のイノベーションを生み出し、促進することができる人材の公務での活躍、地域の合意形成を進める上での議会の役割と議会への多様な人材の参画の促進、について記載しています。

「② 多様で柔軟な働き方の実現と地域経済の活力向上」では、「ア 多様で柔軟な働き方への転換」として、進展する技術を取り入れた時間や場所にとらわれない働き方、地方公共団体における多様で柔軟な働き方の実現と、地域の産業界や事業者に対する働き方改革や生産性向上の取組の後押し、専門人材の機能分担による専門性確保・負担軽減や偏在の是正、地域により異なる長期的な保育ニーズの変化への対応、アクティブシニアが生涯現役を実現できる社会・仕組みへの転換、就職氷河期世代などが安定して就労できる環境

の整備、外国人材に対する生活相談対応や日本語習得支援など、地域における共生、「イ 地域経済の新陳代謝の向上」として、起業・スタートアップ支援や中小企業の事業承継支援等による産業の新陳代謝の向上、「ウ 地方圏における魅力ある就業の場と力強い地域経済の形成」として、地方公共団体の連携による広域的な産業・地域雇用政策を通じた所得の循環構造の構築、農水産物等の海外輸出や訪日観光客のインバウンド需要への対応等、旺盛な需要の取り込み、について記載しています。

「③ 地域の枠を越えた連携」では、「ア 地域間の移動・定着」として、地方圏に快適に暮らせる環境整備、生活の場としての魅力向上、地方圏への定住やUIJターンを選択できる環境整備、多様な住民の意見が地域づくりに反映される仕組みの構築、「イ 地域間の交流」として、都市と農山漁村の交流や「関係人口」の拡大、多地点居住者や地域づくりに参画する域外居住者との関係強化、プロフェッショナル人材の活用、「ウ 地域間の協力」として、地方公共団体の枠を越えた技術職・専門職の確保、近隣の地方公共団体との業務の共同化や住民サービスのあり方の議論、都道府県による広域的な事務への対応と補完機能や広域調整機能の発揮、住民の生活圏や経済圏、大規模災害の被害想定区域が一の都道府県の区域を越えて広がっている場合等の都道府県を越えた協力関係の構築、地域間連携の関係性が安定的に運用される仕組み、について記載しています。

「④ 組織の枠を越えた連携」では、「ア 公共私による課題解決」として、多様な住民が継続的に活動するための仕組みや、人材や財源の確保へ向けた支援、関係者の調整の場づくり、ソーシャルビジネスやシェアリングエコノミー、ビッグデータの活用など、新たなサービスの地域課題の解決への活用、「イ 行政と民間の交流」として、住民が専門職と連携しながら高齢者の生活支援に携わる仕組みの構築や、地方公共団体による専門性を有する民間経験者の採用等、柔軟な人材確保、地方公共団体による多様な主体との連携のコーディネート、「ウ 災害時における公共私のあるあり方」として、避難行動要支援者が増加する中で、公助はもとより、自助・共助による防災活動や避難支援、行政と関係機関を結びつけ、調整するコーディネート、について記載しています。

「(2) インフラ・空間に関する方策」

「① インフラ・空間の持続可能な管理」では、「ア インフラの管理手法の見直し」として、更新需要の増加が見込まれる中において、新規整備時も含め、インフラを長く賢く使っていくなどの持続可能性への配慮、更新の際には長期的な人口動態を見据え、厳しい資源制約の下で更新範囲や手法等を検討し、合意形成を図り、計画的に実行、公共建築物の適正立地を実現できる枠組みづくりや行政需要の変動に応じた施設等の有効活用、土木・交通インフラの提供範囲や提供方法の見直し検討、「イ 農地・森林の管理手法の見直し」として、担い手の育成と先端技術を導入しながらの担い手への経営資源の集約化、国及び都道府県による市町村の支援など、限られた専門人材を最大限活用する仕組み・体制の構築、について記載しています。

「② 地域の枠を越えた連携」では、「ア 都市機能の適正配置と交通ネットワーク」と

して、専門人材が希少化していく中、近隣市町村との連携や都道府県による支援等によるメンテナンス体制の構築、市町村間、都道府県と市町村間、国と地方公共団体間の壁を越えた公共建築物の集約・複合化、類似施設の機能分担・機能連携、中心市街地のリノベーションによる多世代の住民が住み続けることができるまちづくり、生活圈や経済圏で公共交通のネットワーク化、「イ 防災・消防・治安の確保」として、防災拠点となる庁舎の安全性や防災機能の強化、発災した場合にも被害を最小限にとどめる事前防災・減災、広域的な大規模災害に事前に備えるための広域連携による住まいの確保など災害対応力の向上、地域の消防力確保に向けた消防広域化の推進、について記載をしています。

「③ 組織の枠を越えた連携」では、「ア 公共私間の連携・協力」として、民間との対話の場づくりや規制の柔軟化、他の主体とのコーディネート、適正なインセンティブの付与等を通じて、民間の力を最大限引き出すこと、多様なニーズを有する住民参画を通じた魅力ある公共空間の形成や住民意識の醸成「イ 暮らしを支える生活機能の拠点づくり」として、徒歩や公共交通の利用だけでも医療や介護、買い物、金融等の生活ニーズを満たすことのできる空間の形成と住民による管理・運営への参画、について記載しています。

「(3) 技術を活かした対応を行うための方策」。

「① ひとへの投資」では、教育現場におけるSTEAM教育やデザイン思考の養成と、デジタルネイティブ世代に対する個別に最適化された学習を通じたSociety5.0時代をけん引する人材の育成、地方公共団体におけるデータや技術を使いこなす職員の育成や、単独では確保困難な専門人材の広域的な配置や横連携、遠隔での相談・助言、について記載しています。

「② インフラへの投資」では、Society5.0への円滑な移行に必要なネットワーク基盤や法制度等の有形無形のインフラ整備、条件不利地域でも技術の恩恵を享受できるようにするための公的な関与、国と地方公共団体が連携したAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化の推進など、行政サービスの抜本的なデジタル化、地方公共団体同士が協力したデジタル化やそのための人材確保、について記載しています。

「あとがき」

この中間報告では、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃にかけて、地域において対応が求められる変化・課題、また、これらの変化・課題に対応するために、国及び地方公共団体に求められる視点や方策について、広範な分野にわたって調査審議した内容を整理してとりまとめた。第2の2「2040年頃にかけて求められる方策」では、地方公共団体において取り組むものと国において取り組むもの、その中でも引き続き当調査会において調査審議するものと関係府省において対応するものを含めて、分野横断的に整理を行った。

諮問事項のうち、「圏域における地方公共団体の協力関係」等の広域連携に関連する方策については、「(1) ひとに着目した方策」及び「(2) インフラ・空間に関する方策」に共通する「地域の枠を越えた連携」を中心に整理している。「公・共・私のベストミックス」

に関連する方策については、「組織の枠を越えた連携」を中心に整理している。

また、「(3) 技術を活かした対応をとるための方策」は、「(1) ひとに着目した方策」及び「(2) インフラ・空間に関する方策」を講じていく基盤となるものであり、これらは、地方行政体制のあり方に大きな影響を与えるものである。

当調査会としては、今後、こうした方策を講じていくために求められる地方行政体制のあり方について、この中間報告に対する各方面の意見を踏まえ、地方公共団体の意見を聞きながら、さらに調査審議を続けていく所存である。

当調査会として引き続き調査審議を続ける事項以外で、関係府省及び地方公共団体における対応が考えられる方策については、各地方公共団体が、新たな技術を活用し、地域や組織の枠を越えた連携を進めながら、住民の暮らしを持続可能な形で支えていくことができるよう、関係府省及び地方公共団体において必要な制度改正や環境整備等に取り組むことが期待される。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。報告書の概要を御説明いただきました。

それでは、ただいまの中間報告（案）につきまして、皆様から御意見・御質問を賜りたいと存じますが、この中間報告（案）につきましては、地方六団体からの御意見等も伺いつつ取りまとめておりますので、まずは、国会議員の委員の皆様のお意見を伺いたいと思います。

それでは、座席の順番により、あかま委員からお願いいたします。

○あかま委員 まずは中間報告（案）の取りまとめ、大変お疲れさまでございました。御苦労さまでございました。

中間報告でございますけれども、人口構造、またインフラ・空間、さらに技術・社会等の変化、これらを整理した上で、それぞれに対してどのように2040年頃には活路があるのかという話、丁寧に、また多角的に示されたのだろうと思っております。

今、報告の中で何度となく繰り返しお示しいただいた中で、変化・課題の現れ方というもの地域によって全くまちまちなのだということ、これは相当丁寧に踏まえなければならない点だろうと思っております。今後、地方六団体の様々な意見もしっかりと踏まえながらと思っております。

もう一点とすれば、2040年頃、しんどいなという話からスタートしているのだろうと思っておりますが、新しい時代、価値創造社会という2040という時代にあって、これはチャンスに向かう過程なのだというふうな視点を持った、そうした取組になるような仕掛けというもの。そうしたモチベーションだとか意識の醸成というものを大事にしていきたいなと思っております。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 まず、中間報告（案）の取りまとめをいただいた委員の皆様から敬意を表したいと思っております。

2040年頃の状況から逆算して顕在化する諸課題ということでもあります。その場合に、2040年というともう20年以上先で、確かなかなか予測するのは難しいと。ただ、だからこそ長期的に、そして大きな視点から考えていくということが大切だと思いますけれども、その際、2040年頃の地方公共団体の制度について、一体どう考えているのかなということが少し気になっております。

地域の連携とか、それから枠を越えた協力とか、そういった言葉がたくさん出ておりますけれども、それであるならば、そもそも地方公共団体自体をどういう制度として考えていくべきなのか。現行の都道府県や市町村の制度があります。それを一定変える必要はあるのかどうかとか、そういったことも2040年に想定をしながら、私は今から少しずつ改革をしていくべきなのかと思っておりますので、その点が非常に気になるのかなと。

あとはそれぞれ個別の政策につきましては、専門家の先生方がいろいろ検討されたということで、大筋としてはこのとおりかなと思っております。

最後に一つだけ、実は前回の総会でも申し上げたのですが、私はこれはちょっと反対でありまして、私が東京出身だから申し上げるわけではありませんけれども、東京の中にも都市部と地方部があります。東京の中にも過疎に苦しんでいる私の地元のような地域もありますので、これは東京一極集中の是正と十把一絡げで言ってもらいと、ちょっと違うのではないかという思いを持っております。

それから、東京一極集中、確かに弊害もいろいろありますけれども、中には長所、メリット、経済的な効果とかいろいろなこともありますので、あまりこれをいろいろなところに出されると、ちょっと違うのではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○市川会長 ありがとうございます。それでは続きまして、坂本委員、お願いいたします。

○坂本委員 この中間報告、まさに書いてあるとおりでと思います。ただ、これをしっかり実践していかなければいけませんので、どうしてもそこには市町村の合併を強いられるのではないかと、あるいは自治権が縮小するのではないかとというようなおそれを抱いていらっしゃる方々も多くなってくると思いますので、より細かな制度設計と、それから丁寧な説明をこれから心がけていかなければいけないと思います。

もう一つ、県の役割というのが非常に重要になってくると思います。ですから、県と市町村の信頼関係をしっかり築いていくこと。その中でやはり市町村が主体性を持って、いろいろな広域行政なり、あるいは連携なりに取り組めるようなものにすることが大事だろうと思います。

それから、地方制度調査会の枠を乗り越えるかもしれませんが、2040年代の担い手というのは、今の小学生あるいはこれから生まれてくる子供たちでありますので、学校

教育の中で地域というものをどう教えるかということを考えていかなければいけない。教科書の中にその地域、学区ではありませんけれども、地域の項目を一つ設けて、これからのそれぞれの地域のあり方、こういったものを小学生、中学校、義務教育の時点で学校教育の中で教えていくこと。これは大切であろうと思っております。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、武内委員、お願いいたします。

○武内委員 取りまとめいただいた皆さんにはお礼を申し上げたいと思います。

資料1で説明をしていただいた中で2点、まず申し上げたいと思います。

12ページ「インフラ・空間に関する視点」というところで、「整備されたインフラが一斉に更新時期を迎える」というふうに記載されていますが、橋梁やトンネル等を含め、いろいろなインフラが既に更新の時期を歩んでいると思っておりますので、ぜひその視点を持ってやっていただきたいのと、インフラ整備の中においても、ガスとか電気は、ある意味で言うと人が生きていく上で、地方であれ、都市であれ、どう生きるかの選択でしかありません。ですが、自治体が担ってきた水道などは、生きられるかどうかの問題ですので、ぜひそういう視点も持ってインフラについて御議論をいただけたらと思います。

それと、22ページ、消防力の確保というところで、それがいきなり消防の広域化につながっていくのですが、これもそうですね。やはり消防というのは自治体が担ってきたわけで、救急出動も含めて、広域化がもたらす問題点というのは非常にたくさんあります。そこをきちんと調査の中でもしていただけたらと思います。

そういう内容を申し上げさせていただいた上で、ちょっと総論的になるかもわかりませんが、1990年代、地方分権一括法ができました。平成の大合併を経て、三位一体、地財ショック、こういうことを自治体は乗り越えてきたわけですね。そうした中で、2040年問題が今、提起されてきているわけですが、そろそろ国が一方向的に制度をつくるのではなくて、やはり団体自治や住民自治という、それに基づく自己決定権、ここに基づいて地域が再生可能となるよう、国がどういう役割を果たしていくのかという視点をぜひ御検討いただきたい。そのためには、やはりいろいろな権限、財源をしっかりと地方に移しながら、住民と議会と行政が一緒になって、そして迎える2040年、どう対応していくのかという本気の議論ができるような、そうした権限あるいは財源も含めて、しっかりとどうしていくのかという議論をぜひ全体の中でしていただけたらと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、石田総務大臣におかれましては、次の公務のため退席されます。本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

○石田総務大臣 どうもありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(石田総務大臣退席)

○市川会長 続きまして、江島委員、お願いいたします。

○江島委員 私からも、中間取りまとめに対して、まず委員の先生方にお礼を申し上げます。

その上で、ぜひ私からお伺いしたいのは、今後の自治体のあり方、何人かの委員もおっしゃっていましたが、今後の自治体がどうあるべきか。2040年、令和22年になるわけですが、そのころの自治体のあり方というのをどのように小委員会の中で議論されたのかも、ぜひ教えていただければと思います。

私は、前職は山口県下関市の市長をしておりまして、平成17年に1市4町で合併をいたしまして、いわゆる平成の大合併の自治体の一つでございました。その結果、人口が30万の自治体になったのですが、十数年たちまして、現在人口が27万を切っておりまして、合併だけではなかなか人口維持というのはできないわけでありまして。

ただ、職員数は3,000人から2,500人と減らすことができまして、これは合併の効果の一つと言っていたのですが、一方で、下関と一緒にあった小さな町々は、やはりサービスの低下とか、いろいろなそういう不満も実際に出ています。

ただ、このまま人口が減る中で現在の自治体規模を維持していくと、確実にこれは業務量はそんなに減ることはないという仮定の下では、職員を必ず確保していくと、恐らく地方においては多くがまず公務員を志望して、それから地元企業へというパターンが非常に多いので、言ってみれば、他産業に行く人材を全部自治体が囲ってしまうような形にもなるのではないかと。やはり縮小していく中であって、自治体のあり方というのはかなり真剣に議論していかないと、日本全体の特に地方の産業構造がおかしくなるのではないかと思います。その辺を昭和30年代にあった昭和の大合併、それから平成10年代にあった平成の大合併に続く令和の大合併というものが果たして必要なかどうかという、その辺の先生方の御意見もぜひ聞かせていただければと思います。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

二之湯委員、お願いいたします。

○二之湯委員 まず、地方を取り巻く問題、平成時代に入りまして、地方分権という話が随分とありました。分権して、そして財源さえ与えれば、地方は住民の創意工夫によって非常にユニークな町ができるのではないかと。これがどうだったのだろうかということですね。

それから、平成の大合併。効率的な行政ができて、人材も育成できる。果たしてこれは成功したのか、していないのか。こういうこともひとつ総括しなければいけないと思うのです。

それから、2040年、日本が高齢化時代を迎えるときに、私は京都市内なのですが、大都市の中でまだかすかに地域社会が残っている京都においても、先だって私の非常に親しい人と、「二之湯さん、私、この地域に50年ほど住んでいるけれども、昔は本当に町内に誰が

住んでいるかすぐわかった」と。ところが、今、隣の人が、誰が住んでいるのだと、どんな仕事しているのだと、それを聞くことすらできないというような非常に寒々とした地域社会になっている。こういう面で、何でそういう社会になってしまったのだという、それも反省しなければ、私は個人情報保護法というのは非常に地域社会というか、この日本社会を萎縮させてしまっているのではないかと。こういうものについて反省しないと、なかなか2040年を見据えた地域の活性化といいますか、あるいは人材が中心だということになっておりますけれども、人材育成すらできないのではないかとというような、非常に心配をする一人でございます。

以上です。

○市川会長 ありがとうございます。

今、国会議員の皆様から御発言いただきましたけれども、このほか御発言があれば、委員の皆様から御意見・御質問を賜りたいと存じます。

では、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 それでは発言させていただきます。全国都道府県議会議長会の会長の京都府議会の議長をしております田中英夫と申します。よろしく申し上げます。

これまでの総会及び小委員会において、当議長会が指摘した事項について一定の理解を示していただいているということは、この中間報告を見て承知しております。ありがたいことだと思っています。

しかしながら、基本的な事項について、いまだ反映されたとはいえない部分もあり、これからの審議の中でぜひ考慮していただきたいと存じますので、順次申し上げてまいりたいと思っております。

まずは課題への対応のあり方についてであります。小委員会においては、各省庁や地方公共団体からのヒアリングを通じて、2040年頃にかけて顕在化する諸課題を詳細かつ網羅的に記載しているものの、全体としての未来像を描くには至っていないと思います。また、都道府県、市町村を含む各主体がとるべき道筋も今のところでは整理されているとはいいたいと思います。しかしながら、地域における諸課題は公・共・私による各主体が総力を挙げて対応すべきものであって、それぞれの役割を明確にすることが必要であると考えております。そして、それぞれの未来像や対応策については、最終的には各主体が判断することは当然であるとも思いますが、その際の指針となるように、特に地方制度調査会として、都道府県を含む地方公共団体について、どのように対応していくべきかをわかりやすく提示していただきたいと思っています。

また、圏域についてでありますけれども、京都府内の市町村からも懸念の声が出ております。市町村はもとより市町村間の調整を担う都道府県の意見もよく聞いて議論を進めていただきたいと思っております。

次に、「地域の未来予測」と地方創生との関係について申し上げたいと思います。地域の未来像や対応策をそれぞれが判断していく際の有効なツールとして、「地域の未来予測」を

提案されていますが、単に将来推計のデータを整理するだけではなくて、地域の未来像とそこに到達するための道筋を描いていくことが重要であると考えます。もしそうだとすれば、各地方公共団体が現在、地域の人口ビジョンに基づいた総合戦略を作成して、地方創生の第一期の総仕上げに取り組んでおりますが、このような総合戦略等と、「地域の未来予測」との相違がわかりづらいものになるのではないのでしょうか。ここの両者の関係を整理した上で、「地域の未来予測」の作成意義、活用方法等を明確に記載していただきたいと思っております。

次に、この「地域の未来予測」の作成に関しまして、国において地域の実情に応じた作成支援を行うことが求められるとされていますが、その際に人口や財政状況の見通しが困難な、いわゆる被災地の問題に十分御留意をいただく必要があると考えております。特に東日本大震災の被災地である福島県内の市町村などは、人口ビジョンについて一定の前提を置いて推計し、人口減少問題等への対応に努めておられるところでありますけれども、被災の影響等により相当の困難が生じていると聞いております。さらに、「地域の未来予測」には財政問題も欠かせないポイントですが、特にこれら被災地の復旧・復興に欠かせないのが財政の力です。人口に比較しますと、財政状況を見通すことは大変難しいということは理解しておりますが、一定の前提を置いて議論しておくことが必要だと考えております。

以上のような被災地の事情を十分考えて、国による具体的な作成支援の策を検討していただきたいと存じます。

最後に、地方議会についてであります。今回の審議においては、地方議会のあり方についてほとんど議論になっておりませんが、後半の地方行政体制のあり方を検討していくには欠くことのできない重要なテーマの一つであると我々はもちろん考えているところです。首長、議会、住民等が地域における変化や課題の現れ方を見通して、どのような未来を実現したいのか議論を重ねてビジョンを共有していくことが大切であると、ここにも書かれておりますが、その上で地域の置かれた状況に応じて必要な対応を選択して、団体意思決定として実行していくためには、二元代表制の一翼を担う議会の役割が極めて重要と我々は考えております。

しかしながら、地方議会については、投票率の低下やなり手不足の問題等が深刻でございまして、本会としても今後に向けて研究会を設け、検討を続けておりますが、先日、総務省においても研究会を設置し、審議が開始されたところでございます。これらの検討の成果についてもぜひ地方制度調査会の後半の審議対象としていただきたいと思いますところがあります。

また、少なくとも累次の本調査会において、三議長会からの要望等を踏まえ検討が継続している議会に関する事項については、早期の前向きな結論を期待いたしております。

今、申し上げました点については、地方制度調査会において検討事項とされたものも含めて、学識経験者の先生方のお手元には資料が配付されておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○市川会長 田中委員、ありがとうございました。

それでは、立谷委員、お願いいたします。

○立谷委員 全国市長会会長でございます。

昨年7月5日以来、この会議の中で我々市長会の立場を申し上げさせていただいてきたのですが、先ほど総務大臣が具体的な対策ということをおっしゃったのですけれども、今回の中間報告を一生懸命読ませていただきまして、私はよくできていると思うのです。今ある問題についてよく整理して書いてあると思うのですが、これは誰が考えても当然のことが書いてあると理解しています。したがって、2040年に対して大変なことが、これは誰が考えたってわかることですが、それを細分化するということになっていくのだろうと思うのです。

私は、この会ですべて申し上げてきたのですが、例えば圏域という言葉、あるいは連携という言葉、公・共・私のベストミックスという言葉、この言葉を明確に定義した上で議論を進めなくてはいけない。例えば圏域スキームという言葉がありましたけれども、何が何だかわからないわけです。ただ単に圏域スキームという行政の仕掛けをつくるのだという漠然とした物の言い方では話にならないでしょうということを申し上げてきたのですが、ちなみにこの中間報告の中にも圏域に関するだろうと思うような表現がいくつかあります。地方圏という言葉があったり、経済圏という言葉があったり、あるいは生活圏という言葉があったり、圏域という考え方をもう少し進めるのであれば、これはもっと明確にしないといけない。漠然とした圏域スキームということで十把一絡げに考えるようなことをやってはいけないと思うのです。

それと、連携という言葉もそうです。連携というのはテーマごとにやるべきであって、漠然と全体を連携という物の言い方には極めて抵抗があります。

それから、公・共・私のベストミックスということについても、これは一体どういうことなのか明確に定義してくださいと言ってきましたけれども、それがなされていない。私は、公・共・私連携して一緒になって住民のための事業をするというのは非常にいいことだとは思いますが、ただ、公・共・私のベストミックスという事業はないのです。そういう名前の事業はどこにもないです。概念があるだけなのです。

これは相馬市の事例なのですが、相馬市では集落の前期高齢者が後期高齢者をみんなで見回りするという活動をNPOをつくってやっています。ですが、それは事業ではないです。つまり、予算化されていることではないのです。ですから、私はそういうことこそが公・共・私のベストミックスにつながるだろうと考えている。今回の中間報告の骨子に非常につながってくるのですが、ただ、そういう事業はない。ですから、公・共・私のベストミックスということを経営に挙げるのであれば、私は明確な事業として規定していかななくてはならないだろうと思うのです。

それと、これはいろいろな委員から話が出ました。坂本委員が県の役割というふうに先

ほどおっしゃっていらっしやいましたけれども、私は、地方というものを考えていく際に、この報告書の中では地方自治体、地方公共団体という一つの言葉でくくられているのですが、これはやはり違うだろうと思うのです。地方公共団体は、広域自治体もあるし、基礎自治体もあるし、基礎自治体も大中小がある。それぞれにテーマが違うわけです。これを全体的に地方公共団体という一つの言葉でくくってしまうのは極めて危険ではないか。それをさらに圏域スキームみたいなオブラートで包むとしたら、さらに危険ではないかと思うわけです。特にこれは県の役割として重要になってくるであろうということを坂本委員がおっしゃっていらっしやいましたけれども、財源のことも含めて、私は県という広域自治体が基礎自治体の補完機能を果たすべきだと思うのです。

基礎自治体も大中小がありますから、大規模自治体、例えば中核市のような中枢となる都市、政令指定都市のような自治体の場合は、どちらかという県との関係よりも、もっと権限を拡充したい、あるいは財源的にも独立していきたい。そのようなお話がございまずし、そのような提言もあるわけです。それはそれで尊重していかなくてはならないのですが、やはり中小の自治体については、県の補完機能がさらに重要になってくるだろうと思うのです。そういうところに踏み込んでいかなくてはいけないときに、地方公共団体という一くくりの今回の報告書は若干残念というふうに思っています。

もう一つ、市町村合併の功罪について、私は検証する必要があるだろうと思っています。二之湯委員が先ほどおっしゃっていましたが、市町村合併のときにどうだったのか。あれは夢を持って合併しただけではないのです。私の知る限り、大抵の市町村長は将来の財政が不安だということで合併しているわけです。そこに合併特例債というプレミアがついたわけです。ですが、それで地方の存続が、将来が果たして担保できたのかというと、決してそれだけではなかったと思うのです。ただ、合併に参加したところもあったし、参加しないところもあった。それぞれがどうなったのかという検証も必要ではないかと思うのです。

この連携という言葉とか圏域の連携、スキームとかいうところが、そのこととダブってしまったのでは、議論にならないのではないかと。何回も言いますけれども、連携というのはテーマごとにやるべきであって、行政のスキームとして連携とか圏域とかというふうに考えるのは極めて危険ではないか。地方の状況、状況によって違うのではないかと思うのです。

もう一つ、Society5.0についてなのですが、正直言って、はっきり見えないです。これはよくなるだろうというか、そういう時代が来るだろうということは誰でも予想されるのです。通信速度が飛躍的に速くなりますから、物事の解析も速くなって来るし、AIも進んでくるだろうと思うのですが、そのことによって我々基礎自治体がどうなるのかというのは、どうもはっきり見えてこない。何かよくなるだろうとか、こういうことだろうとか、「だろう」の話でしか今のところないのです。ですから、そのことに過剰な期待をするのは危険ではないか。

やはりAIがSociety5.0という時代をもたらすにしても、私は物理的な、例えばインフラとか、インフラを支える人材とか、これはAIで補完できるものではないと思っています。ですから、先ほどちょっとガスの話がありましたけれども、公共事業予算とか人材というものの確保は続けていかないといけない。ただ、老朽化対策とか社会的なインフラについても、いろいろとやれば良いというものでもないと思うのです。

実は今日午前中に、集落に5軒の集落への道路にかかる橋の耐震化を5億円かけてしたいという話を却下してまいりました。B/Cの観点から却下しました。遠回りしてその集落に到達できる道がありますので、そちらを利用してくださいということになります。ですから、B/Cみたいなこと、無駄とか効率の悪いことは排除しないといけないが、必要な社会資本の整備はしっかりとやっていかないといけない。ですから、そこに行くためのこちら側の道路をしっかりと整備するとか、いざというときのルートを確保するとか、それはしっかりとやっていかないといけないだろうと思っています。

もう一つ、介護・医療についてちょっと触れていますけれども、介護・医療をAIだけでやるのは極めて危険です。ただ、高齢社会の中で高齢者に介護する側になってもらうというのは極めてリーズナブルな方法です。人の気持ちをわかる人生の経験者ですから、私の知り合いの老人保健施設は100人の従業員のうち7～8人の70歳を超えた人を雇用しています。とてもいいそうです。そういうこともこれから考えていかないといけない。

それと、災害時の問題がちょっと出てきましたけれども、災害時の助け合いということについては、今、全国市長会でみんなでシステムをつくっています。先月に山形県沖地震がありましたけれども、市同士の助け合い、あるいは市長の権限と判断で何とか乗り切ったわけですが、東北市長会からの応援職員、あるいは専門職員の派遣要請があり、熊本市から2人飛んできました。そういう自治体同士の助け合いというのは極めて大きな役割を果たしてまいります。何かの機会があったら御紹介させていただきたいと思います。

いずれにしても、基礎自治体が、特に基礎自治体の首長が、自分たちが全責任を持って地域を担っていくのだと、その覚悟が必要なのです。その覚悟に伴う権限・財源の移譲というものも、これからますます必要になってこようかと思っています。

市長会からの意見として、そのようなことでございます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、野尻委員、お願いいたします。

○野尻委員 全国市議会議長会の会長を務めます、大分市議会議長の野尻です。

中間報告では、今後約20年間に予想される地方自治、地方行政の諸課題について、網羅的かつ詳細な整理がされています。啓発される箇所も多いのですが、基本的な考え方に関わる部分で、本会として大変気がかりな箇所もございます。厳しいことも申し上げますが、本調査会後半での御審議に十分反映していただきますよう、あらかじめお願いしておきます。

まず第一に申し上げたいことは、地域の枠を超えた連携と同時に、市町村起点の構想を

描いてほしいということでもあります。市町村は住民に最も身近な基礎自治体であります。人口が激減する中で、たとえ小規模な自治体であっても、身近に市町村が存在することは重要だと考えております。住民の近くに何々市町村という自治体があることで、住民は、自らが住む固有の地域につながっている安心感と帰属感をもちます。大きな災害があれば、なおさらです。このような感覚が主権者として政治や行政をつくり出す母体になっています。長年の市議会議員としての経験からそんな思いを強くしております。

市町村起点は、地方自治の原点だと考えております。実際にも高齢化率が高く、財政力も弱い市町村が人口の社会増を実現し、地域経済の維持や地域福祉の確保などに成果を上げている事例が増えています。そうだとしますと、人口激減など地域の急速な構造変化に一般の市町村は到底対応できないと必ずしも証拠のない前提に立って、だから地域の枠を越えた連携だと一足飛びに議論が先行するのは少々論理の飛躍ではないでしょうか。その前に市町村を起点に、市町村を主体として、人口減少時代の行政サービスのあり方や水準、執行体制など、国としてどんな構想を描けるか、もっと根本的な議論を深め、具体的なアイデアを提起してほしいと思っております。

なお、報告書には至るところで頻繁に地方公共団体という言葉が使われています。記述内容から市町村を主体として念頭に置いていると推察される場合も、殊さらに地方公共団体という言葉を選択している印象を受ける箇所が何カ所かございます。都道府県の意味合いが含まれているとしても、そう読んでよいのか判断がつきかねる箇所もあります。なぜ市町村あるいは都道府県や市町村と直截に表現されないのか、なぜ地方公共団体という抽象的で無機的な言葉をわざわざ選ぶのか、いささか違和感があることを申し添えておきたいと存じます。

会長に後で発言いただきたいところがあるのですが、地方公共団体という言葉に、まさにこれから議論する圏域概念が既に含まれているのではないかとつい臆測してしまうのですが、まさかそんなことはないと専門小委員長から明言いただきたく存じます。

私どもは決して市町村間の広域連携を否定しているわけではありません。例えば、地域特性に応じた戦略的な産業政策を推進するため、政令市や中核市など、中枢都市を拠点に周辺地域から成る経済圏を構想することが有効な場合もあるかと存じます。あるいは中枢都市とその周辺地域を視野に、広域的な都市利用計画を策定するため、広域連携することも意義あることかと存じます。これらの広域連携が実行される際は、市町村の区域を越える広域的な地域の意思形成、議会機能をどのように位置づけるか。十分検討する必要があると存じます。

なお、今後、地方議会のあり方について審議される機会には、多様な人材の地方議会への参画を促す観点から、主としてサラリーマンからの議員転身を念頭に、議員が厚生年金を通じて共済年金へ加入できる制度についてもあわせて検討を賜れば幸いです。

しかしながら、市町村行政一般が広域連携の対象だと直ちに結論づけることには慎重であるべきです。市町村起点の考え方に立てば、広域連携を云々する前に、どんな分野の事

業で広域的な市町村連携や都道府県の補完が必要になるか。役割分担の整理をまず行ってほしいと存じます。

また、広域連携の地域的範囲や内容、連携手法などの選択は市町村の主体的な判断に委ねてほしいと存じます。特定の政策目的から関係市町村が圏域を形成する場合も、地域の実情が様々で、政策ごとに関係する市町村の範囲も異なると考えられるからです。したがって、産業政策といった特定の政策目的から圏域を設定するというよりも、生活圈、経済圏といった曖昧な地域概念の下、市町村の行政一般を視野に、一定の市町村の区域を画一的、固定的に圏域として全国に張りめぐらせるような政策には賛成しかねます。圏域が法制化され、加えて広域連携が現在、総務省で進める連携中枢都市圏構想で採られている手法、すなわち中枢都市のイニシアチブと連携協約がワンセットになった形で展開されると、周辺市町村の上にかぶさる圏域、実際には中枢都市の意向によって周辺市町村の主体性が損なわれないか、さらに周辺市町村や周辺地域の切り捨てにつながらないかと大変心配しております。本調査会の審議途中の段階でありながら、圏域設定が政府方針として決定され、既成事実化している現状はまことに残念であります。

これが私どもの誤解でなく事実であるとすれば、戦後、地方自治制度の根幹をなす市町村中心の大転換と認識せざるを得ません。地方自治制度の根幹を変える議論でありながら、国土政策や地域政策の衣をまとい、それと気づかれないように、なし崩し的に本質的な変容を迫る審議の進め方は、国・地方の信頼を大きく損なうことにならないか危惧しております。自主的に圏域を形成するという建前のもとに、全国くまなく圏域の中に市町村を押し込めるような中央集権的な発想の政策はどうかとらないでほしいと重ねてお願いする次第であります。

第2に申し上げたいことは、人口減少時代の国土利用を総合的に検討する場の設置を政府に提言してほしいということでもあります。中間報告では、公共施設の老朽化、都市のスポンジ化、耕作放棄地の拡大などの問題やその対策としての施設の適正配置や都市のコンパクト化といった課題について、随所で政策の方向が示唆されています。いずれも土地利用に密接に関係し、市町村の区域を越えて広域連携が必要となる場合も想定される難しい課題です。今後、全国各地で生じるおびただしい件数に及ぶ土地の適正利用に係る様々な問題を個別の省庁と現場自治体に任せるだけで解決できるか心配しております。

都市のコンパクト化や住みよいまちづくりを進める上で、農地転用許可、農振地域の変更と都市計画上の開発許可の一体化、都市計画の線引きなど、都市が総合的な土地利用を展開できるよう、権限移譲や各種基準の見直しなど、改めて検討が必要ではないかと感じます。

今後、深刻化する種々の土地問題を政府を挙げてトータルに議論し、人口減少時代の土地利用に係る総合的な指針や都市への権限移譲などを提示する、そのような検討の場を政府に設けることも必要になるのではないのでしょうか。こうした提言等を最終報告に盛り込んでいただけるよう、お願いいたします。

第3に申し上げたいことは、Society5.0、デジタル情報社会をもっと多面的に掘り下げて議論してほしいということです。サイバー空間とフィジカル空間とを融合させた超スマート社会をつくり、あらゆる人がきめ細かで質の高いサービスを受けられる。そうなれば素晴らしいことです。しかし、同時に、そうした社会は人間を含め、あらゆるものをデータ化し、蓄積し、プロファイリングする超管理社会、超監視社会とほとんど紙一重でもあります。また、ネット犯罪、サイバー攻撃、個人情報への漏えいや窃取はもとより、ソーシャルネットワーキングサービスの発達によるフェイクニュース、炎上、いじめ、中傷などが氾濫する危険な社会であります。中間報告の随所で指摘されているデジタル技術の自治体業務への有効活用についても、デジタル情報社会の多面的・複合的な実相を正確に評価する中で、着実に対応を図っていくべきと考えます。地方自治体が住民の理解を得ながら、Society5.0社会にうまく適応する上で必要な作業と考えます。

以上でございます。

○市川会長 ありがとうございます。

いろいろ御質問いただいているところがありますけれども、後ほど、答えられる範囲でお話しさせていただきたいと思えます。

それでは、荒木委員、お願いいたします。

○荒木委員 全国町村会会長、熊本県嘉島町長の荒木でございます。

まずは、中間報告（案）のとりまとめに御尽力いただきました市川会長、大山副会長、山本小委員長を始め、各委員の皆様にご心より敬意を表する次第であります。

今回の中間報告（案）は、これからの課題とともに、求められる方策の方向性を示したもので、制度論についてはこれから本格的な議論になるものと理解しております。したがって、現時点での全国町村会としての総論的な意見は、去る5月31日に開催された専門小委員会のヒアリングの際、私が申し上げた意見及びその際の意見書、報告書と基本的には同じスタンスであることを始めに申し上げておきたいと存じます。

その上で、少しだけ具体的に申し上げますと、今回示された中間報告では、ヒアリングの際、私どもが懸念を表明しました「集約化」や「効率化」といった表現の使い方に一定の御配慮をいただいたものと理解しております。しかしながら、随所に「地域の枠を越えた連携」や、「組織の枠を越えた連携」などの記述がございます。これは当事者間で受けとめ方を一歩誤ると、平成の大合併のときのように、強制的な広域行政の推進につながりかねない記述でもあることから、今後の議論に当たっては、我々地方六団体の意見を十分に尊重していただき、私どもにとっても望まれる形でのとりまとめが行われるよう、お願いいたします。

次に、地制調における今後の議論に関して申し上げます。諮問事項の後半部分に当たる「圏域における地方公共団体の協力関係」、「公・共・私のベストミックス」、「その他の必要な地方行政体制のあり方」については、これから検討が進められ、最終的には地方自治関係や各府省の制度に関わる議論が深められていくものと思われまます。

「本当に制度改正が必要なのか？」の視点も含めて御審議をお願いいたします。私自身、今月も離島や山間の小さな村の現場に足を運び、忌憚のない意見交換を行ってまいりましたが、村長さん方からは、村づくりへの誇りや強い決意とともに、制度論の話よりもむしろ個々の事案や具体的な政策分野に則した課題解決策を強く求める生の声を数多くお聞きしました。これには、当然、現行制度をより一層使い勝手よくすることや、人材面、財政面での対応も含まれています。

このようなことも十分踏まえていただき、くれぐれも一般化、共通化した新たな法制度をつくれれば、これまでできなかった課題を解決できるだろうという、安易な議論の展開にはならないよう、強く求めておきたいと思えます。

最後に、「圏域行政」について、私どもの考えを申し上げます。前回のヒアリングの際にも申し上げましたが、「行政のフルセット主義からの脱却」、「圏域単位の行政をスタンダード」、「個々の制度に圏域をビルトイン」、「圏域単位で行政を進めることを真正面から認める法律上の枠組み」等については、なぜ現行制度の活用ではだめなのか。現行の広域行政や共同化、連携の仕組みの検証がないまま、極めて乱暴な提案は容認できません。

自治体戦略2040構想研究会のいう圏域行政の推進は、周縁部町村の自立とは反対に、町村を衰退させ、消滅させかねない危険性をはらんでいます。憲法が保障する地方自治の本旨である「住民自治」、「団体自治」の観点からも極めて問題があり、断じて容認できるものではありません。

なぜこの場でこのようなことをあらためて申し上げるのかといいますと、総務省では昨年7月、この地制調第1回総会からわずか2週間後に、自治体関係者は入らない「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」を、あえてきつい言い方で申し上げれば、地制調の裏で立ち上げ、生活圈と市町村を包括する行政ユニットの関係を取り上げて、圏域の制度設計等について精力的に検討を進めておられます。

審議は非公開で行われているようですが、後日出る総務省ホームページの議事概要を拝見しますと、先月まで12回開催し、都道府県による助言・勧告など、あたかも平成の大合併を推進した際と同じような手法も視野に入れながら、全ての市町村を圏域などの新たな制度に例外なく組み込んでいくような方向で具体的に議論を進めているのではないかと、そのように思えてしまいます。

我々町村関係者からは、恐らく、今後、後半の審議の中にこの研究会の検討内容が反映され、これは平成の大合併のときもそうでしたが、「財政措置で誘導するなどして、事実上、そのような方向に進めざるを得なくなるのではないかと」といった強い懸念の声が既に上がっております。もし自分たちが盛り込みたい内容を、別途、事前に準備し、審議を誘導するならば、私ども町村と国との信頼関係を決定的に崩すものであり、到底容認できるものではありません。この点は強く申し上げておきたいと思えます。

地方自治制度に関する重要事項については、この場で、我々地方の声を十分に酌み取っていただきながら、オープンな形で真摯な議論が重ねられ、検討が進められていくのが本

来の姿ではないでしょうか。今後の審議は、制度づくりの具体的な内容になりますので、審議の行方によっては、私ども町村の行政運営や地域経営に極めて重大な影響が生じることが懸念されます。今後、十分な時間的余裕を持って、節目節目の適切なタイミングで私どもの意見を申し上げる場を必ず設けていただきますようお願い申し上げ、私からの意見とさせていただきます。

○市川会長 ありがとうございます。

それでは、松尾委員、お願いいたします。

○松尾委員 全国町村議会議長会会長の松尾でございます。発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

始めに、専門小委員会の委員の皆様におかれましては、中間報告のとりまとめに当たり、熱心な御審議を賜りましたことに敬意を表する次第でございます。

私からは2点申し上げます。

まず、圏域における地方公共団体の協力関係についてでございます。私どもも市町村間の広域連携の必要性については認識しておりますが、地域の状況は様々でございます。こうした中で、国があらかじめ一定の枠組みを決め、そこに自治体を誘導し、強制的に圏域行政に追い込むような仕組みは絶対につくるべきではないと考えております。さらに、もし仮に今後、市町村間の連携を強化するため、中心市への財政措置、調整権限を強化することになれば、中心市以外の周辺市町村の活力は失われ、衰退してしまうことは、平成の大合併の教訓からも明らかでございまして、私どもとしては到底受け入れることはできません。

また、現在、広域的な対応が必要な課題に対しましては、既に各市町村が自らの選択により一部事務組合や広域連合、定住自立圏、連携中枢都市圏、連携協約などにおいて広域的な対応が図られております。今後の検討に当たりましては、今ある仕組みを尊重した上で、単なる効率化にとらわれることなく、何が必要とされているかについて、現場の声にしっかりと耳を傾けていただき、憲法が保障する団体自治、住民自治といった地方自治の本旨が十分尊重されるよう、慎重かつ丁寧に議論すべきであると強く申し上げたいと思います。

次に、議会制度についてでございます。中間報告にも記載いただきましたとおり、今後、議員のなり手不足を克服していくためにも、議会への多様な人材の参画を推進することが重要であると考えております。本会におきましても、去る7月18日に議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望を決定したところでございます。その内容としましては、地方議会議員の位置づけの明確化や、個人も法人も同じ要件とするなどの兼業禁止の緩和、育児手当や所得損失手当、世話手当などの手当制度の拡充、町村議会議員の低額な議員報酬改善のための財政措置の充実、地方議会に係る主権者教育の推進、選挙運動用の自動車、ポスター及びビラなどの選挙公営の拡大、厚生年金への地方議会議員の加入など、14項目でございます。

今後、議会制度の具体的な検討に当たりましては、ぜひとも私どもの現場の声を十分踏まえていただき、その実現に向け、前向きな議論をお願いいたします。

私からの発言は以上でございます。ありがとうございました。

○市川会長 ありがとうございました。

たくさんの御意見、貴重な御意見をいただきましたこと、ありがとうございます。

今までの委員からの御質問・御意見に対して、どなたかほかに御意見等はございますでしょうか。

それでは、今までの御意見・御質問の中で質問もございましたので、今の段階でお話できると思いますか、私からお答えできることですが、まず、言葉の定義については、御指摘のとおり、どういう言葉をどういうときに使うかという議論は、十分にしているわけではなく、地方公共団体という言葉の使い方も実際には広い意味で、基礎自治体も含めた地方公共団体という一般的な言い方をしております。ですから、その中にいろいろな違いがあるということは御指摘のとおりでございますので、今後の議論の中でそういう点も十分注意していくことは必要かなと思っています。

あと、定義をどうするかということに関しては、こちらで議論させていただきたいと思えます。

それから、全体の御意見を通して圏域の枠組みが前提になって議論が進められているという御懸念の御発言がかなり多かったと思うのですが、議事録も公開されておりますし、その中を見ていただいたらおわかりいただけると思えますけれども、そういうものを前提とした議論というのは、今、我々はしておりません。現状として考えられる問題点ですとか課題、どういうことが起きてくるのかということに絞って議論しておりまして、それらの課題を解決するためにどういう視点を持つべきか、どういう方向性で議論すべきかという議論はしておりますけれども、例えば枠組みありきですとかそういう議論は全くありませんで、まさしく現行制度のよさとか問題点等も含めて、これからが御指摘の点の議論を進めていく段階であるということですので、今のお話をしっかりと受けとめながら、議論はしていきたいと思えます。

地方公共団体の言葉のところで、細かい言葉の点で不十分な点があるかと思えますので、山本委員長にそこは補足していただきます。

○山本委員長 確かに地方公共団体という言葉について、市町村に限られるのか、あるいは都道府県も含めて言っているのかということについて、一つ一つ全て精査を私自身もしたわけではないのですが、ただ、全体的に申し上げれば、例えば技術の問題であるとか、あるいは人材の問題等に関しては、これは恐らく市町村に限定されない問題であろうと思えます。

したがって、ここでは、今の会長のお話とも関わるのですが、具体的な制度について議論する前に、まず現状、どういった課題があるのかというのをきちんと整理しておこうという趣旨で議論をいたしました。したがって、例えば今、お話がございま

したけれども、具体的に圏域というものをどうするかとか、そういったところの議論まではまだしていない段階でございます。

したがって、地方公共団体という中に何か具体的にそういうものが想定されているかということ、それは現段階ではまだそこまで議論はしていないということでございます。

○市川会長 立谷委員、どうぞ。

○立谷委員 去年の7月5日、第1回総会が開かれたときに、私は圏域スキームという言葉に非常に違和感を覚えたのです。その言葉を出してくるに当たって、実際、地方自治を担当している、住民と直接接している我々地方公共団体の首長あるいは議員を委員に入れないで、有識者の皆さんだけ、当然有識者も入らなければいけないと思ったのですが、そこだけで議論されているということに非常に違和感を覚えたのです。

私はそのことについて異議を唱えたつもりなのですが、あれから何度か議論を重ねてきて、私なりに申し上げたつもりなのですが、私は市議会議長会会長、それから町村会会長、町村議会議長会会長の先ほどの意見を聞いて、驚いております。これほどまでに圏域を中心とした行政スキームという考え方に対する懸念、違和感が強いのかということで、非常に驚いております。

ですから、このことは、私は全くそういうものは前提にしないで、少なくともそういうことに誘導されているのではないかと、そのような懸念は持たされてはいけないと思うのです。そのことは重々注意をしていただきたい。私なりの感覚として、地方公共団体という十把一絡げな考え方に対して違和感を覚えたのです。地方公共団体の基礎自治体の中にも大中小があると言いましたけれども、実際、中小自治体の中では相当な違和感を持って今回の中間報告を捉えられているということを感じたわけです。そのことは重々、今後の議論に生かしていただきたい。

繰り返しますけれども、最初から申し上げていますが、実際に地方行政を肌で体験している、あるいは肌で住民と触れ合っている我々地方行政関係者の意見を重々尊重して、この結論を出していただきたい。御要望申し上げます。

○市川会長 野尻委員、どうぞお願いいたします。

○野尻委員 今、地方公共団体とか圏域という概念、まだ具体的には決めていないという発言をいただいたのですが、先ほどの皆さん方の意見の中で、平成の大合併の功罪について分析してきたのかどうか。私どもが聞いた中では、私どもは大分市でございますけれども、やはり合併したところからの発言等で、合併しなかったほうがよかったというような発言も出てくるわけですね。そういう中で今回、生活圏域あるいは経済圏域の中で連携中枢都市圏構想とか、コンパクトシティとかいろいろあります。そういう流れを考えていくというのわかりますけれども、やはり基礎自治体、地方自治体を今後どう運営していくのか。そこのところから分析をしていただいて、地方公共団体というか基礎自治体を残していく方向で分析して、今後の方向性をきちんと見据えた形で基礎自治体の中にいろいろ提言をしていただくというような形をとっていただけるとありがたいなと思っています。

やはり市民の基本は基礎自治体です。地方自治体です。そして、それで帰属意識も涵養されてきますわけで、先ほど二之湯委員がおっしゃったように、隣の人がわからないというような社会にならないように、帰属性を涵養していくことが一番大事だと思っておりますので、そういう部分での議論もお願いしたいなと思っております。

○市川会長 ありがとうございます。

平成の合併、前回の合併に関する棚卸しといいますか、その辺のところについては、第8回の専門小委員会の中で、そこに絞ったわけではないですけども、その前にも御指摘いただいていたので、どういう評価があったかというのは、第30次地方制度調査会の中でまとめている資料等もありまして、そういうものでまず我々なりに当時の功罪も含めた理解を深めましたし、同時に今回、全国46カ所を回らせていただきまして、その中で野尻委員がおっしゃるとおり、合併に対する様々な意見を直接お伺いしております。連携中枢都市圏をやられたところ、やられなかったところ、現状の連携のあり方も含めて、現地訪問も通して。今ここで整理してお話しすることはできませんけれども、問題点は各委員の皆さんが感じていただいた上で議論させていただいております。

ですから、あえてもう一度合併のことを総括するというよりも、そういうことをきちんと前提にして、これから議論はさせていただきたいと思っております。

それから、議会の点につきましては、触れてはおるのですけれども、触れ方が少ないと。もうちょっとしっかり議論しろという御指摘だと思いますけれども、それについては今、議会三団体の皆さんも入っていただいて、総務省のほうで地方議会・議員のあり方委員会も立ち上げて研究を始めていただいているということですので、そこでの議論を我々も共有しながら、しっかりと議論していきたいと思えます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 私、先ほど御紹介いただいたように今回が初めての出席で、前は違う議長が出ておりましたので、その辺の議論はわからないのですが、先ほどの私の発言の中でも触れましたが、市町村では、やはり圏域について合併に近いようなイメージを持っておられる。都道府県は、市町村と住民がダブっておりますので、異質というか違うのですが、市町村は全てそれぞれに別々で、名前は違っても、それぞれの中に「住民のために行政をしている」という思いがありますので、そこのところはしっかりとまた聞いていただきたいということを私のほうからも重ねて申し上げます。先ほど、基礎自治体が要るのか要らないのかという議論にまでなっているか、なっていないかは別にして、基礎自治体は必要なのだという発言がございました。

それと同じように、それに付随して、議会というものも存在価値があるのだと我々は思っておりますので、そこのところは、また十分に研究していただきたい。

ただ、この資料1の中間報告（案）の1ページの下から3分の1ぐらいのところですけども、「当調査会では、内閣総理大臣から、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から」までの部分はいいので

すけれども、その続きの部分として「圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックス」というのが真ん中に入っていて、そして「その他の必要な地方行政体制のあり方」について考えていただきたいとされています。ここら辺の表現に多少議論が引っ張られているところも当然あるのだらうと思います。ですから、我々が先ほどから申し上げてきた趣旨も含めて私の言い方で言えば、この部分は「顕在化する諸課題に対応する観点から、必要な地方行政体制のあり方」というふうに諮問事項を見ていただいて、その真ん中に入っている前述の部分は「例えば」として例示されている、言うなればそれは諮問のための振出し部分ですから、それが必ず結論文言の中に入らなければならないとか、色強く出なければならないということではないのだらうと思いましたので、そのことを一言申し上げておきたいと思います。

○市川会長 ありがとうございます。

国会議員の委員の皆さんから、どうぞ。坂本委員、お願いします。

○坂本委員 地方公共団体という用語の使い方なのですが、これは私が地方紙の記者をしていた30年前から、「地方公共団体」ではなくて、何で「地方自治体」として使わないのだと。新聞はほとんど地方自治体として使っています。その当時は自治省だったので、自治省でありながら「地方自治体」という言葉は使わない。自治省用語なのですね。

今回の報告にあたって、この「地方公共団体」という用語を、例えば「地方自治体」とかに変えるだけでも相当の改革になるのではないかと、進展になるのではないかと思います。そのことだけ一言。

それから、今日はあかま総務部会長もお見えですけれども、地方議会のあり方、地方議員のなり手不足の問題につきましては、私が座長を今やらせていただいて、大体9月か10月ぐらい、自民党としては報告文書を出すということで、一応、議会三団体のほうからはヒアリングを終えたところでございますので、さらに皆さんたちの御意見をお伺いしながら報告書をつくっていきたいと思います。

○市川会長 ありがとうございます。

その他、御質問のあった中で、「地域の未来予測」についてのことがございましたが、これは資料の10ページに少し記載させていただいておりますけれども、地方人口ビジョンですとか地方版総合戦略というのは、地方創生の観点から一つの現状認識と、それと5年程度の目標設定のために出てきた概念ということだと思います。今回の「地域の未来予測」というのは、ここに書いてありますとおり、もう少し長期的な視点で捉えています。それぞれの地方自治体の皆さんが抱える、あるいは地域の皆さんが抱える課題等に関して、人口だけでなくインフラの状況も各地域によって違いますし、広域で見ると、あるいは同じ地方の中でも狭域で見なければいけない部分もありますから、それぞれの地域ごとに現状を見直していく必要があります。そういう点も含めて、それぞれの地方で、次にどういうことをするかということを進めていくためのデータ、これを下の注釈にあるとおり、あ

る地域ではカルテと呼んでいるのですけれども、カルテという言葉は前回の御指摘もありましたので、「未来予測」という言葉にしています。そういうことですので、地方人口ビジョンや地方版総合戦略とは少し性格の異なるものだというふうに我々は考えております。

○田中委員 ありがとうございます。

それは決して誤解をしているわけではなくて、それらが重なってしまって、そういうふうになるのかという、どういうものをつくるのかというところが明快にされるようお願いしたいという意味です。

○市川会長 ありがとうございます。

その他、ここで少しお答えできるようなことというよりも、御意見をしっかりと我々でお聞きした上で次の議論に進めていくということと考えたいと思いますけれども、ほかに何か御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日御議論いただきました「2040年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告(案)」につきましては、皆様よりいただきました御意見等を踏まえて、今後の議論を進めていきたいと思っております。それで、この中間報告に対して御了承いただけるということによろしいでしょうか。

それでは、この報告(案)につきましては、御了承いただいたということにいたします。ありがとうございました。

今後の進め方ですけれども、中間報告会に対する各方面の意見を伺いながら、具体的な地方行政体制のあり方としてどういうことが求められるのか、さらに調査審議を進めてまいりたいと思っております。

次に、今後、専門小委員会でどのような審議をしていくかということをお説明申し上げます。

資料2でそのイメージを記載しておりますけれども、1ページは諮問いただきました、また、第2回総会において御審議いただきましたことについて、今回は1番の部分の報告であったということを見ていただけたと思います。

今後、2番以降について、そして、2ページに向けて議論を進めていきますけれども、議論の進め方に関しては、あとがきにも記載していますとおり、その内容に沿った形で今日の御意見を踏まえた上で調査審議を進めていきたいと思っております。

なお、最後に記載しております「現行の合併特例法が本年度末に期限を迎えること」に対する対応についても、期限が来年3月ということでございますので、並行して審議を進めてまいりたいと思っております。

特に今の進め方に関して、御意見等はございますか。

ありがとうございます。

それでは、審議事項につきまして、今後も引き続き専門小委員会において議論を進めていくことといたします。

本日は委員の皆様、関係各位の方々には、お忙しいところ御出席いただきまして、また、

貴重な御意見、御熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回の総会を閉会いたします。ありがとうございました。